

# 大学連携アドバイザー利用費補助金応募の手引き

## ■大学連携アドバイザー利用費補助金とは

この補助金は、岡崎市に登録済の市民活動団体が岡崎大学懇話会を構成する市内大学（愛知学泉大学・愛知学泉短期大学、愛知産業大学・愛知産業大学短期大学、岡崎女子大学・岡崎女子短期大学、人間環境大学）に在籍する所属の教授等に、その専門的助言を受ける場合に、予算の範囲内において※、その謝礼の一部を対象に交付するものです。

※予算に達し次第、終了となります。

## 1 補助金の対象者

岡崎市に登録された市民活動団体

## 2 対象となる事業

市民活動団体が行う、岡崎大学懇話会に所属する大学の教授等による助言等を含む主に市民を対象とした講演会

※所属する会員のみを対象とする講演会は対象となりません。

## 3 岡崎大学懇話会とは

市内大学（愛知学泉大学・愛知学泉短期大学、愛知産業大学・愛知産業大学短期大学、岡崎女子大学・岡崎女子短期大学、人間環境大学）で組織された会です。（以下、「大学懇話会」といいます。）

詳しくは大学懇話会ホームページをご覧ください。（以下「リンク先」参照）

## 4 補助対象経費および補助率

(1)補助対象となるのは、講演会で助言をする教授等に対する謝礼です。

補助金の限度額は、依頼する講師の職位（教授、准教授 等）によって異なります。

(2)国、県、地方公共団体、民間団体等から補助金（助成金）の交付を受けている事業は、当補助金の対象外です。

補助対象経費	補助限度額	補助回数
市民を対象とした講演会等で助言等を行った教授等に対する謝礼	1回につき謝礼の2分の1の額、または、次の額のうち、いずれか低い額とする。 大学教授 11,500円 大学准教授 8,700円 大学講師等 6,800円	1年につき1回まで、1団体につき2年まで。

## 参考 リンク先

・岡崎市ホームページ「大学連携アドバイザー利用費補助金事業」

<https://www.city.okazaki.lg.jp/1100/1103/1126/p004798.html>



・岡崎市ホームページ「市民活動団体登録の手引」

<https://www.city.okazaki.lg.jp/1100/1103/1126/p004811.html>

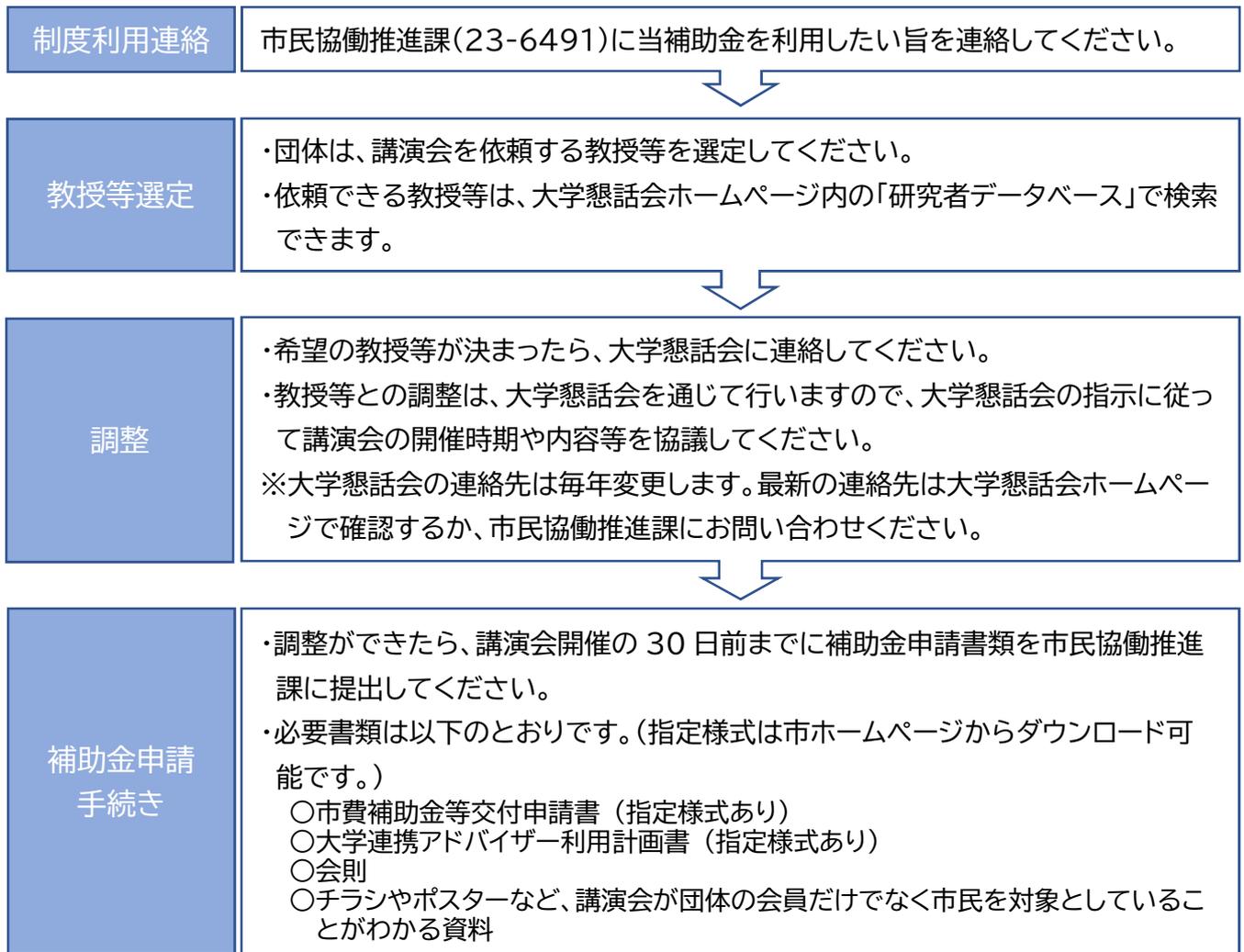


・岡崎大学懇話会ホームページ

<https://okazaki-dk.com/>



## 5 手続き方法及び申請書類



## 6 補助の決定

提出された申請書をもとに市が審査します。審査の結果、適正と判断された場合、代表者に交付決定通知を送付します。

## 7 実績報告書の提出

補助金の交付決定を受けた団体は、講演会実施から30日以内(3月中に実施する場合は、その年の3月31日まで)に次の書類を提出して下さい。

- (1) 市費補助事業等実績報告書(指定様式あり)
- (2) 事業報告書(指定様式あり)
- (3) 領収書の写し
- (4) 写真など講演会を行ったことを明らかにする記録

※指定様式は、市ホームページからダウンロード可能です。

## 8 補助金の交付

市費補助事業等実績報告書の提出後、審査を経て補助金の額を確定します。額が確定した後、市は、団体からの請求を受け補助金を支払います。

## 9 申請書提出・問い合わせ先

岡崎市市民安全部市民協働推進課(東庁舎2階)  
〒444-8601 岡崎市十王町二丁目9番地  
TEL 0564-23-6491 FAX 0564-23-6667  
E-mail [shiminkyodo@city.okazaki.lg.jp](mailto:shiminkyodo@city.okazaki.lg.jp)